

エンディングノート

目的

エンディングノートとは、万一のときに必要な情報や家族へのメッセージなどをまとめたものである。将来あなたに何かあったときに、家族が困らないように備えるとともに、あなたの願いをかなえることを目的としている。

作成上の注意

各種の事前判断はその事柄のもつ意味をしっかり理解しておきたい。メッセージによるメリットとデメリットを認識した上で作成する。安易な思い付きは余計な手間と迷惑をかけることになる。

作成効果

エンディングノートはお別れのメッセージにも受け止められるが、遺書とは異なる。しかし、自分の死を想定することにより、これからの人生を有意義に過ごそうと考えるきっかけになる。これからやらなければならないことが明確になる。

ただし、エンディングノートに記入した内容が必ず実行されるわけではない。残された家族の判断によることになる。

エンディングノートは遺言と異なり法的効力はない。必ず実行に移したい場合は遺言として残す。遺言はエンディングノートと異なり記載される内容が限定される。

記入方法

時間、環境、家族の変化に伴い作成内容を変更することがある。毎年記入内容に変更がないか見直すくらいが良い。また、全ての項目が記入出来ないこともあるので、時の経過に合わせて記入していく。その際、記入日を記載しておく。

家族会議

一方的なメッセージは相手に迷惑をかけることになるかもしれない。そこで、家族会議を開きあなたのメッセージを事前に伝えるのが望ましい。そこで家族から意見が出てくれば、メッセージの内容を変更することもある。

保管方法

誰もがたやすく目にする場所は、遺産分割に関わるものが記述されるので好ましくない。最も信頼のおける者に保管場所と内容を伝えておく程度が良い。

作成事由

体調を崩して入院してからでは、家族に細かい指示などできない。間際になって直接伝えられるのは感謝の言葉くらいである。また家族は弱っている親に心配をかけるような相談もできない、不謹慎な内容になる。

家族が争わないようにすることはあなたの責任である。何とかなるだろうでは何ともならない、何にもしないのは親の無責任である。元気な親の言葉なら家族は素直に聞く。

現在忘れていたことでも整理することで思い出すことは多い。不動産資産が亡くなった親の名義のまま

であること、負債や保証人になっていること、家族に知られたくないものが出てくる。

また親が大切に集めたコレクションは子にしてみれば簡単に捨てられないが、家の中でスペースを大きく取っている場合がある。

エンディングノート

1. 医療・介護

● プロフィール

氏名			
生年月日			
血液型		性別	男 女

● 健康保険

保険者	
記号・番号	

● 年金

種類	年金番号	連絡先	備考
国民年金			
厚生年金			

● 病歴・持病

● 病名告知

● 重病になったときの告知

病名・余命

希望する 希望しない

● 回復する見込みがないとき、どのように過ごしたいか

● 延命治療・尊厳死

● 脳死状態になった場合の延命治療

希望する 希望しない

理由

● 脳死後の臓器提供

希望する 希望しない

部位

--

連絡先・理由

● 献体

希望する 希望しない

提供先

登録の有無

● 介護

● 希望介護者

--

● 場所

理由
費用

2. 葬儀・葬式

● 葬儀

● 形態

一般 密葬(親族のみ) お別れ会 火葬のみ
予算
理由

● 宗教

宗派
菩提寺
戒名

● 葬儀会社

生前契約 有 無
互助会加入 有 無

● 葬儀会場

宗教施設 葬儀施設
理由

● 喪主

--

- 遺影

有 無
希望する写真

- 祭壇・飾りつけ

内容
理由

- 演出

内容
理由

- 棺の中に入れて欲しいもの

内容
理由

- 死装束

内容
理由

- 死亡通知先

氏名	住所	電話番号	関係

- 参列者への返戻

メッセージ
返戻品 有 無
理由

3. 埋葬・墓

- 墓

- 種類

先祖代々の墓 合祀墓 霊園、寺院、他 散骨
場所
墓石 洋風、和風
理由

- 供養・法事

1 周忌 3 回忌 7 回忌
理由

4. 贈与

これまでの贈与記録(除く養育関連費)

受贈者	日付	贈与品	金額	理由

5. 財産

- 不動産

登記事項証明書、固定資産台帳

記載内容に誤りが無いか現物確認する

土地	住所	種類	取得日	面積	登記名義
建物					

- 金融資産

- 株式 取引残高明細書

銘柄	株数	購入日	購入価格	証券会社	名義	備考

- 投資信託・債券 取引残高明細書

名称	口数	額面金額	購入金額	購入日	金融機関	満期日

- 預貯金 通帳

金融機関	支店	種類	口座番号	名義	備考

- 保険・年金

保険証券の有無確認

- 生命保険・年金

保険会社	種類	証券番号	契約者	受取人	保険金額

- 損害保険

保険会社	種類	証券番号	契約者	満期日	保険金額

- クレジット・会員

会社	保管場所	連絡先	備考

- 動産

- 形見分け

品名	保管場所	受遺者	理由

- 遺品整理

人に依頼する前に自分でなるべく処分する

品名	処分方法	理由

● ペット

--

● 債務

借入先	借入金額	返済期限	返済方法	借入理由

● 保証人

氏名	保証金額	保証日	連絡先	保証理由

6. 遺産分割

誰に、何を、どのくらい残したいか

確実に実行する場合は遺言を作成する

氏名	相続財産	遺産金額	理由

思い出

楽しかったこと、苦しかったこと、印象深い思い出

メッセージ

配偶者、家族、友人等向けのメッセージ

これからやること

自分、配偶者、家族、地域、社会に対して

遺言

自分のメッセージを確実に実行させるためには、遺言を作成する。

その際公正証書遺言が望ましい。

1. 自筆証書遺言
2. 公正証書遺言

相続の基礎知識

相続と法律

(1) 民法の規定

相続とは、人の死亡によって、その者(被相続人)に属した財産およびその権利を、特定の者(一定の血族関係等)が受け継ぐことをいいます。

① 相続の開始

相続は、人の死亡(自然死亡)によって開始しますが、**失踪宣告**(生死不明の者に対し、法律上死亡したとみなす制度)によって死亡とみなされた場合も相続が開始されます。

相続が開始されると、被相続人の財産に属した一切の権利義務が相続人に承継されます。ただし、被相続人の一身に専属したもの(たとえば、年金受給権など)は承継されません。

個人の死亡後の財産の処分方法には、相続のほかに**遺贈**と**死因贈与**とがあります。

- **遺贈**

遺贈とは、一方的に**遺言**によって、財産の全部または一部を他人に無償で供与することをいいます。

- **死因贈与**

死因贈与とは、人の死亡によって効力が発生する**贈与契約**です。ただし、遺贈者と受遺者の双方の意思が合致することによって成立するため、遺贈のような単独行為とは異なります。

② 相続人の範囲と順位

- **法定相続人**

相続するか否かは別として、被相続人の財産を引き継ぐことのできる一定範囲の人をいいます。

【法定相続人となる者】

- 配偶者
- 子(その代襲相続人含む)
- 直系尊属
- 兄弟姉妹(その子を含む)

- **相続人**

亡くなった者を**被相続人**、亡くなった者の財産を実際に相続した者を、**相続人**といいます。

法定相続人とは、法律上相続人と規定されている者であり、**相続人**とは実際に相続人となった者です。

- **相続人の順位**

相続人の順位は、右の表のように第1順位から第3順位まで定められています。**配偶者は、常に相続人**となります。

上の順位に相続人がいない場合に、次の順位の者が相続人となります。

第1順位	子
第2順位	直系尊属
第3順位	兄弟姉妹

● 代襲相続人

相続人たる子および兄弟姉妹がすでに**死亡**していたり、また、**相続欠格**(法定事由により当然に相続資格を失うこと)や相続人の**廃除**(遺留分を有する推定相続人の相続権を被相続人の意志に基づき家庭裁判所が剥奪すること)により相続人の地位や相続権を失ったりしている場合は、その人の子が相続人になります。この場合の相続人を**代襲相続人**と呼びます。ただし、相続人となる権利を放棄した場合は、代襲相続は認められずに後順位の人が相続人になります。

(2) 相続分

相続人が複数いる場合に、相続人それぞれが財産を相続する割合のことを**相続分**といいます。相続分には、**指定相続分**と**法定相続分**があります。

① 相続分

● 指定相続分

被相続人は**遺言**によって相続分を指定し、指定することを第三者に委託できます。指定相続分は、法定相続分に優先して適用されます。

● 法定相続分

遺言による相続分の指定がない場合は、民法で定める相続分によることとなります。これを法定相続分といいます。

法定相続分は以下のようになります。

配偶者のみが相続	配偶者	全て		
配偶者と子が相続(第1順位)	配偶者	1/2	子	1/2
配偶者と直系尊属が相続(第2順位)	配偶者	2/3	直系尊属	1/3
配偶者と兄弟姉妹が相続(第3順位)	配偶者	3/4	兄弟姉妹	1/4

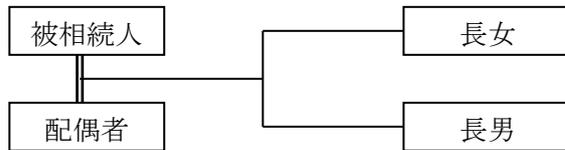
② 代襲相続と代襲相続分

代襲相続人の相続分は、代襲された者が受けるべきであった相続分となります。

孫は直接相続人とはなりません。相続発生時に子(孫の父母)が死亡していた場合は、孫は子の相続分を相続することとなります。このことを**代襲相続**といいます。

【法定相続分】

1. 妻と子が法定相続人(第1順位)



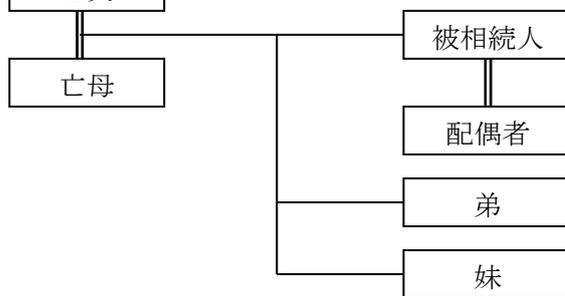
配偶者	1/2
長男	1/4(1/2×1/2)
長女	1/4(1/2×1/2)

2. 妻と親が法定相続人(第2順位)



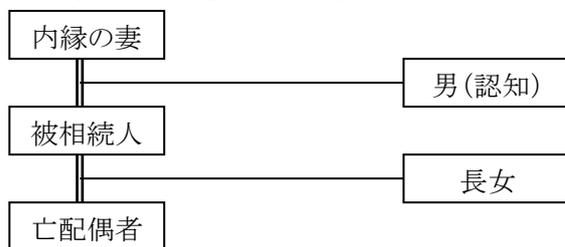
配偶者	2/3
父	1/6(1/3×1/2)
母	1/6(1/3×1/2)

3. 亡父(母)が法定相続人(第3順位)



配偶者	3/4
弟	1/8(1/4×1/2)
妹	1/8(1/4×1/2)

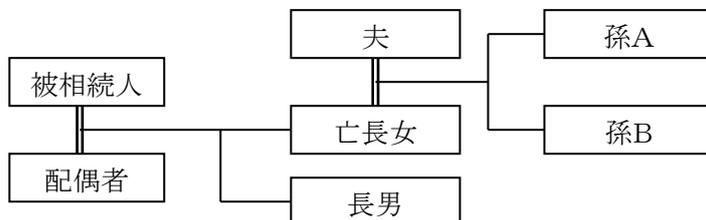
4. 嫡出子と非嫡出子、内縁の妻



長女	1/2
男	1/2

内縁の妻に法定相続権なし

5. 代襲相続



配偶者	1/2
長男	1/4(1/2×1/2)
孫A	1/8(1/2×1/2×1/2)
孫B	1/8(1/2×1/2×1/2)

6. 相続放棄



配偶者	3/4
姉	1/4

(3) 遺産分割、財産分割の方法

① 遺産分割

相続人が複数いる場合は、相続開始とともに、相続財産はこれらの相続人が共有していることとなります。このような共有の状態から、一定の手続きに従い、具体的に相続財産の帰属を決定する行為を**遺産分割**といいます。

遺産分割の効力は相続開始のときまでさかのぼります。また、遺産分割が確定したら遺産分割協議書を作成することとなります。この遺産分割協議書は、相続税の申告や相続登記の際に必要なとなります。

② 遺産分割の方法

● 指定分割

被相続人は**遺言**で分割の方法を定め、または分割方法を定めることを第三者に委託することができます。これを**指定分割**といいます。たとえば遺言で相続分が指定されていれば、この指定相続分は分割を行ううえで優先的に適用されることとなります。

● 協議分割

相続人全員の協議によって分割を行うことができます。これを**協議分割**といいます。協議分割は相続人の意思に従った分割であるため、必ずしも法定相続分に従う必要はありません。**(協議分割優先)**

● 家庭裁判所の審判による分割

協議が調わないとき、または協議ができないときに家庭裁判所に対して分割請求を行ったうえで、家庭裁判所の審判によって分割が行われることがあります。

③ 財産分割の方法

遺産分割は、遺言による相続分の指定があれば**指定相続分**で、指定がなければ原則として**法定相続分**で行います。遺産分割には、以下のものがあります。

- **現物分割** 相続する数量、金額、割合を決めて遺産を現物のまま分割
- **換価分割** 共同相続人が相続によって取得した遺産の全部または一部を金銭に換価し分割
- **代償分割** 共同相続人のうち特定の者が現物を取得し、その代償として自己財産を他に払う

(4) 遺産分割の流れおよび留意点

遺産はいつでも相続人の協議で分割することができます。各相続人が取得すべき財産が確定したら、後日の紛争予防のために、**遺産分割協議書**を作成しておきます。

遺産分割協議書には、法令で定められた形式はありませんが、相続人全員の署名・捺印が必要です。

(5) 相続の承認と放棄

相続人は、相続の開始があったことを知った日から **3 ヶ月以内**に、**単純承認**、**限定承認**、**相続の放棄**のいずれかを選択し、意思決定をしなければなりません。

① 単純承認と限定承認

● 単純承認

単純承認とは、**無制限**に被相続人の積極財産も消極財産も無制限に承継するものです。**3 ヶ月**を経過すると、相続を承認したとみなされます(家庭裁判所の手続き不要)。

【1 意思表示による単純承認】

相続人が、被相続人の権利・義務を承継することを、積極的に意思表示した場合はいいです。

【2 法定単純承認】

以下の場合も、単純承認が行われたものとみなされます。

- 相続開始から**3ヵ月以内**に相続財産の全部または一部を処分したとき
- **3ヵ月以内**に「限定承認」「相続放棄」しなかったとき
- 「限定承認」「相続放棄」後でも、相続財産の全部または一部を隠匿し、費消し、悪意で財産目録に記載しなかったとき

● 限定承認

限定承認とは、**相続で得た財産の限度**においてのみ、**債務を負担**するものです。限定承認は、以下の手続きで行われます。

- **3ヵ月以内**に財産目録を作成、家庭裁判所に「限定承認申述書」を提出
- 共同相続人**全員**が申述

② 相続の放棄

相続の放棄とは、**相続の効果を拒絶**する意思表示をすることです。相続の放棄は、以下の手続きで行われます。

- **3ヵ月以内**に家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出
- 各相続人**単独**で行える

相続放棄がなされると、その相続人は初めから相続人でなかったものとみなされますので、代襲相続されることなく、相続分は放棄者を除外して算定されます。

(6) 遺言

① 遺言の方式、要件

遺言とは、**遺言者**(被相続人)の死亡後の法律関係を定める最終の意思表示のことをいいます。遺言は、**15歳以上**でかつ**意思能力**があれば、だれでも作成することができます。

遺言には、**普通方式遺言**と**特別方式遺言**の2種類があります。一般的な方法は、**普通方式遺言**です。普通方式遺言には、**自筆証書遺言**、**公正証書遺言**、**秘密証書遺言**があり、特別方式遺言には**一般臨終遺言**、**難船臨終遺言**、**伝染病隔離者遺言**、**在船隔離地遺言**があります。

● 遺言できる事項

- 非嫡出子の認知
- 相続人の廃除とその取消
- 相続分の指定
- 遺産分割方法の指定または禁止
- 遺贈

● 遺言書の検認と開封

遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は相続開始を知った後、遅滞なく**家庭裁判所**に提出して検認を受けなければなりません。ただし、**公正証書**による遺言は検認の必要はありません。

● 検認の目的

遺言書の検認とは、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など遺言書の内容を明確にして遺言書の**偽造・変造を防止**するための手続きです。その遺言が有効であるかどうかを判断するものではありません。

また、検認は遺言書の存在を相続人ほかの利害関係人に知らせる目的ももっています。封印のある遺言書は、家庭裁判所において、相続人またはその代理人の立会のうえ開封しなければなりません。この封印とは、封に押印がされているもののことであり、遺言書が単に封筒に入って糊付けしてあるものは封印にあたりません。

なお、遺言書の開封は、検認手続きの過程で行なわれるので、格別、開封の申立てをする必要はありません。検認を受けずに遺言を執行し、家庭裁判所外で封印のある遺言書を開封した者は、**5万円以下の過料**に処せられます。

● 普通方式遺言の特徴

【1 自筆証書遺言】

自筆証書遺言は、遺言者が全文、日付、氏名を自書し、押印することによって成立します。証人・立会人は不要です。ワープロ等で作成されたものは無効です。

【2 公正証書遺言】

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いの下で、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口述し、公証人がこれを筆記して、遺言者・証人に読み聞かせ、各自が署名押印し、公証人が署名押印するという方式で成立します。費用が発生しますが、最も確実な遺言であり、家庭裁判所の**検認も不要**です。

【3 秘密証書遺言】

秘密証書遺言は、遺言者が遺言書を作成の上、署名押印し、遺言書を封じて、証人2人以上の立会いの下で、公証人に提出します。公証人の前で本人が、自分の遺言書であること、住所氏名を申述し、公証人が遺言者の申述・日付を封書に記載し、遺言者、証人、公証人それぞれが署名押印するという方式で作成されます。

証人は、遺言の内容を知る立場にある以上、遺言に**利害関係**があってはならない。したがって、遺言者の「推定相続人、受遺者およびその配偶者ならびに直系血族」は証人となることはできません。

【遺言書の方式の特徴】

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成手順	本人が全文自筆 (ワープロ等不可)	本人が口述 公証人が筆記	本人が遺言書に署名押印 の後、公証人役場で手続き
筆記人	本人	公証人	本人がよい (代筆・ワープロ可)
署名押印	本人(印は認印可)	本人・公証人・証人	本人・公証人・証人
証人	不要	2名以上	2名以上
家裁の検認	必要	不要	必要
特徴	・紛失、偽造、変造、隠匿 の危険がある	・遺言内容が秘密にできな い	・遺言内容が秘密にできる ・変造、偽造の危険はない

	・様式の不備で無効になる こともある	・公証人の手数料等の費 用がもっともかかる	
--	-----------------------	--------------------------	--

② 遺言の効力

● 遺言の取消し・変更

遺言者がいったん遺言を作成しても、撤回したければ自由にいつでも、その全部または一部を撤回することができます。先に作成した遺言と同じ方式である必要はありません。

また、遺言者が遺言の趣旨と抵触する一定の行為をした場合(遺言者が故意に遺言書や遺贈の目的物を破棄するなど)も、撤回とみなされます。

③ 遺留分

相続において、被相続人にかかわる一定の財産のうち、一定の相続人それぞれが自らその権利を行使すれば必ず取得できる財産の範囲のことを**遺留分**といいます。

遺留分は、**配偶者**、**直系卑属**(その代襲相続人)、**直系尊属**に認められていて、**兄弟姉妹にはありません**。

● 遺留分の割合

遺留分算定基礎となる財産に対して、遺留分の割合は、

- * 直系尊属のみ……1/3
- * その他の場合……1/2

【法定相続人と遺留分】

法定相続人	遺留分割合	相続人各人	法定相続分 全財産を1とした場合	各人の遺留分 遺留分割合×法定相続分
父母のみ	1/3	父 母	1/2(=1÷2人) 1/2(=1÷2人)	1/6(=1/3×1/2) 1/6(=1/3×1/2)
配偶者のみ	1/2	配偶者	1	1/2(=1/2×1)
配偶者と子供2人		配偶者	1/2	1/4(=1/2×1/2)
		子供A 子供B	1/4(=1/2÷2人) 1/4(=1/2÷2人)	1/8(=1/2×1/4) 1/8(=1/2×1/4)

たとえば相続人が父と母である場合、法定相続分は父が1/2、母が1/2となります。この場合、遺留分割合は遺産の1/3になりますので、 $1/3 \times 1/2 = 1/6$ になり、父と母が1/6ずつ受け取ることになります。

● 遺留分減殺請求権

遺言による指定や遺贈、生前贈与によって遺留分が侵害された場合、遺留分権利者は遺留分の限度に達するまで贈与や遺贈などを減殺して取り戻すことができます。これを**遺留分減殺請求権**といいます。

相続と税金

(1) 相続税の課税財産

相続税の課税財産には、本来の課税財産と、みなし相続財産があります。

① 本来の課税財産

相続・遺贈・死因贈与により取得した一切の財産で、金銭に見積もることが可能な経済的価値のあるものすべてをいいます。贈与税がかかる財産の範囲と同じです。

② みなし相続財産

本来の相続財産ではなくても、相続税の計算上、経済的に相続や遺贈により取得したのと同じ効果がある場合には、相続や遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されます。たとえば、死亡保険金や死亡退職金などを受け取ったときが、これにあたります。

③ 相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産

相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は相続財産に加算されます(3年以内の生前贈与加算)。この場合、加算する贈与財産の価額は贈与により取得したときの時価(相続税評価額)で評価されます。

ただし、贈与を受けた財産には贈与税が課せられていることから、二重課税を避けるため、すでに課税された贈与税額については、算出された相続税額から控除できます。なお、相続開始前3年以内に財産の贈与を受けた場合であっても「贈与税の配偶者控除」の適用を受けた財産は、相続財産に加算されません。

また、相続時精算課税制度を選択した贈与財産は、すべて相続財産に加算されます。

(2) 相続税の非課税財産

① 死亡保険金、死亡退職金および弔慰金

【死亡保険金】

非課税限度＝500万円×法定相続人の数

※相続を放棄した者、相続人でない者は非課税枠なし。

相続を放棄した者がいる場合には、その放棄がなかったものとした場合の法定相続人の数に加えます。また、被相続人に養子がある場合は、養子の数に制限があります。

相続を放棄した者等が生命保険金を取得した場合には、遺贈により取得したものとみなされます。相続を放棄した者、相続人でない者が生命保険金を取得した場合には、非課税の適用は受けられません。

【死亡退職金等】

非課税限度＝500万円×法定相続人の数

※相続を放棄した者、相続人でない者は非課税枠なし。

相続を放棄した者がいる場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数とします。

被相続人の死亡により相続人等が受ける弔慰金、花輪代などについては、以下の一定金額について相続税の課税対象とはなりません。

死亡の状況	課税対象とならない範囲
業務上の死亡の場合	賞与以外の普通給与の3年分
業務上の死亡でない場合	賞与以外の普通給与の半年分

② その他の非課税財産

財産の性質、国民感情、公益性や社会政策的な見地から、課税対象とすることが適当でない財産とし

て、以下のものがあります。

- ・墓所、仏壇、仏具
- ・公共事業用財産
- ・遺族年金
- ・国等に寄付した財産等

(3) 債務控除

① 無制限納税義務者(日本国内に住所がある人)の場合

相続または遺贈により財産を取得したときに、日本に住所を有していた人は、相続税の計算において債務および葬式費用を財産価額から控除するとしています。

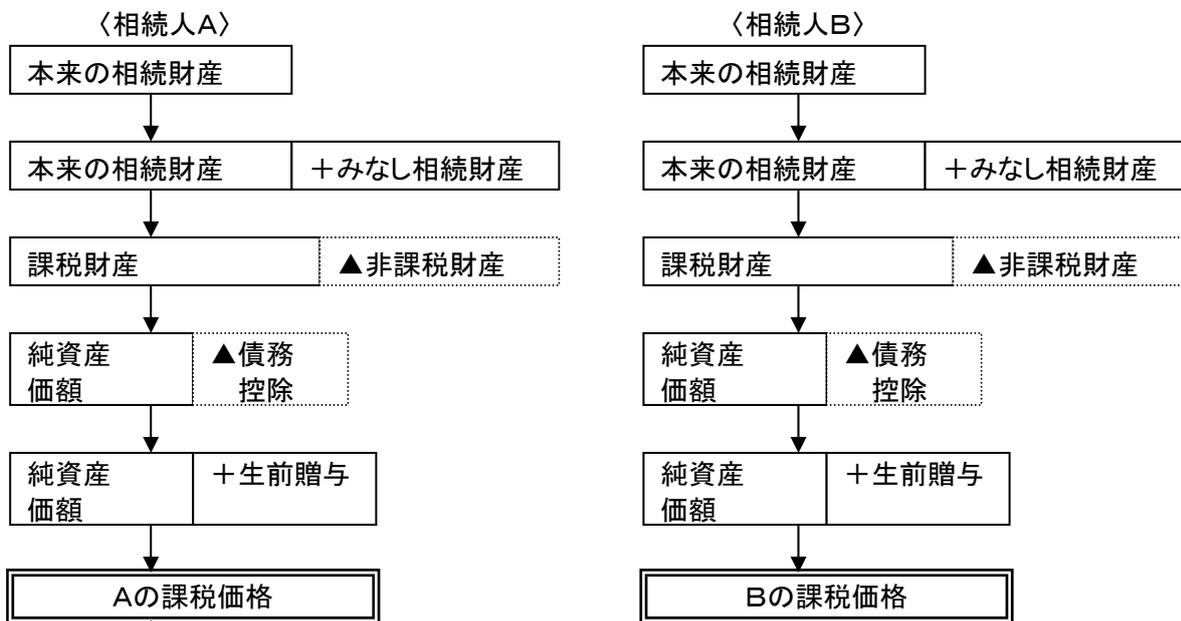
② 債務控除・葬式費用の具体的な範囲

債務控除・葬式費用が控除の対象となるかどうかの具体的な範囲は、以下のとおりです。

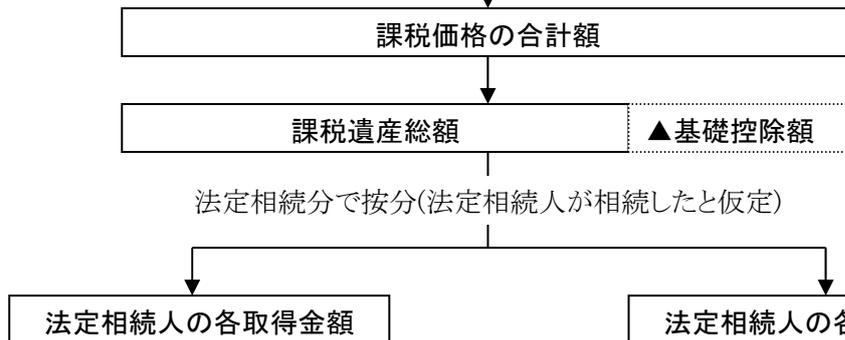
債務および葬式費用	債務および葬式費用の控除	
	債務控除の対象	対象外
	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金 ・未払医療費 ・未払の所得税等 ・通夜費用 ・葬式前後に生じた出費で通常必要と認められるもの等 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地買入未払金 ・遺言執行費用 ・弁護士・税理士費用 ・香典、返礼費用等

(4) 相続税の計算

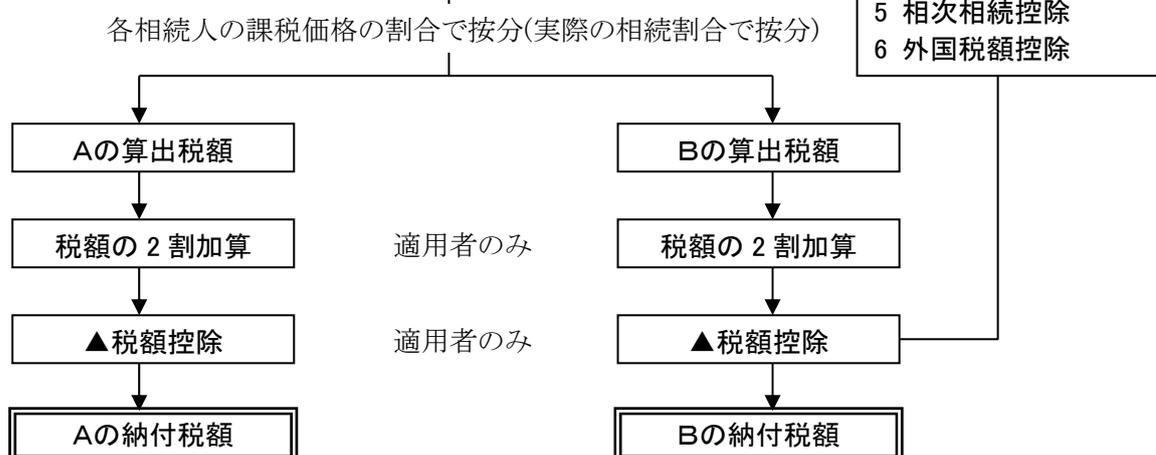
〔第1段階〕



〔第2段階〕



〔第3段階〕



① 課税価格の算出(第1段階)

各人の課税価格＝ 本来の相続財産の価額
 ＋みなし相続財産の価額
 ＋被相続人から3年以内の贈与財産の価額
 －非課税財産の価額
 －債務及び葬式費用の額

② 相続税の総額の算出(第2段階)

相続人が法定相続分にしたがって財産を取得したと仮定して、相続人全員が負担する相続税の総額を求めます。

1. 課税遺産総額＝課税価格の合計額－基礎控除額
2. 各法定相続人の取得金額＝課税遺産総額×各法定相続人の法定相続分
3. 相続税の総額＝(各法定相続人の取得金額×相続税の累進税率)の合計

● 基礎控除額

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)

● 相続放棄があった場合

基礎控除においては、相続の放棄があった場合でも、その放棄がなかったものとして計算します。

● 養子の数の制限

法定相続人の数の計算上、被相続人に養子がある場合は、養子の数に制限があります。実子がいる場合は、養子のうち1人までカウント、実子がない場合は、養子のうち2人までカウントして基礎控除額を計算します。

● 税率(平成27年1月1日以後)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

③ 納付税額の算出(第3段階)

各人の納付税額は、相続税の総額を取得した財産の割合によって按分計算し、各人の個別の事情による税額控除を行います。

1. 各人の算出税額＝相続税の総額×各人の課税価格／課税価格の合計額
2. 各人の納付税額＝各人の算出税額＋相続税の2割加算－税額控除額

● 算出税額の計算

按分割合は課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合をいいます。課税価格の合計額は基礎控除額を控除する前の金額です。

$$\text{各人の按分割合} = \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$$

● 相続税額の2割加算

算出税額に2割加算の対象になるのは、父母・子(代襲相続人含む)・配偶者以外の人、被相続人の養子となった当該被相続人の孫等の直系卑属(ただし、代襲相続人除く)です。

④ 税額控除

相続や遺贈によって財産を取得した者の相続税額から差し引かれるものとして税額控除があります。

● 贈与税額控除

相続開始前3年以内に財産の贈与を受けていて、その贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算しますが、これにより贈与税と相続税の二重加算を廃除するため、以前課税された贈与税額を相続税額から差し引くことができます。

$$\text{贈与税額控除額} = \text{その贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価格}}{\text{その年分の贈与税の課税価格}}$$

また、相続時精算課税制度を選択したことにより生前贈与時に課税された贈与税額がある場合は、その贈与税額を控除することができます。

● 配偶者の税額軽減

配偶者が取得する財産は、同一世代間の財産の移転であり、配偶者に対する配慮から、大幅な軽減がなされます。この軽減措置の適用を受けるには、控除後の税額が無くとも相続税の申告書を提出する必要があります。

$$\text{配偶者の税額軽減の控除額} = \text{相続税の総額} \times \frac{A}{\text{相続税の課税価格の合計額} B}$$

Aは、次の①、②のうち少ない方の金額

- ① B × 配偶者の法定相続分(1億6,000万円に満たない、場合は1億6,000万円)
- ② 配偶者の課税価格

この措置により相続税の課税価格の合計額に対する配偶者の法定相続分までの財産額に対して課税されず、たとえそれを超えたとしても1億6,000万円までの財産の取得であれば課税されません。

(5) 相続税の納付方法と納期限

① 相続税の納付方法と納期限

課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合で、配偶者控除の規定を適用しないで計算して納付すべき税額があるときには、申告書を提出しなければなりません。

課税価格の合計額 > 基礎控除額

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

以下の場合には、申告が必要です。

- 配偶者の税額軽減の特例
- 小規模宅地の評価減の特例
- 相続財産を公益法人等に寄付した場合の非課税
- 申告書の提出期限

申告書を提出する場合は、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内に、被相続人の死亡時における住所地の税務署長に提出する必要があります。

- 納税方法

原則として、申告書の提出期限に金銭によって一括納付しなければなりません。

- 所得税の準確定申告

相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 ヶ月以内に所得税の申告・納付をしなければなりません。

② 延納

取得した財産の内容や相続人等の状況によっては、期限までに金銭納付することが困難な場合もあります。そこで一定の要件を満たせば、年賦延納が認められています。

【延納の要件】

1. 相続税が 10 万円を超えていること
2. 現金で一時に納めることができない理由があること
3. 担保を提供すること(延納税額 50 万円未満で、延納期間が 3 年以下は不要)
4. 申告期限までに延納申請書を提出すること
5. 税務署長の許可を受けること

延納期間は原則 5 年ですが、相続財産の中に不動産等が多い場合、最長 20 年まで認められます。延納すれば利子税(最高 6%)がかかり、利子税の割合も相続財産のうち不動産等が占める割合に応じて決められています。

③ 物納

相続税の金銭納付の例外として、一定の要件を備えた場合に、物納も認められています。

【物納の要件】

1. 延納によっても金銭で納付することが困難であること
2. 物納適格財産であること
3. 納付期限までに物納申請書を提出すること
4. 税務署長の許可を受けること

- 物納できる財産

物納できる財産は、相続または遺贈により取得した国内にある財産で、優先順位が決められています。

第 1 順位…国債・地方債、不動産および船舶

第 2 順位…社債、株式、証券投資信託または貸付信託の受益証券

第 3 順位…動産

- 物納できない財産

1. 質権、抵当権その他担保権の目的になっている財産
2. 所有権の帰属等について係争中の財産
3. 共有財産(ただし、共有者全員が持分の全部を物納する場合を除く)
4. 譲渡に関して法令に特別の定めがある財産
5. その他
 - 売却できる見込みのない不動産(無道路地、私道で多数の人が利用している土地等)
 - 境界線について争いのある土地
 - 借地、借家契約の円満な継続が困難な不動産

相続財産の評価(不動産以外)

(1) 財産評価の原則

相続税が課税される場合は、相続財産の価額と相続人の内容・人数によって課税額が決定されます。その際の相続財産の評価は、「**財産評価基本通達**」において、資産の種類ごとに評価ルールが定められています。

(2) 動産の評価

動産は、原則として「**調達価額**」で評価します。中古品としての調達価額は、課税時期においてその財産をその現況により取得する場合の価額をいいます。

(3) ゴルフ会員権の評価

取引相場のあるもの	課税時期の取引価格×70%+取引価格に含まれない預託金等	
取引相場のないもの	株式型会員権	株式の価額
	株式・預託金併用型会員権	株式の価額+預託金等
	預託金会員権	預託金等

(4) 金融資産の評価

① 預貯金の評価

預金残高+既経過利子の額-源泉徴収税額

既経過利子の額は、相続開始時において解約するとした場合に支払いを受けることができる利子額です。源泉所得税率は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度等が適用されるものを除き20%です。

② 公社債の評価

● 利付公社債

1. 上場利付債	取引所の公表する最終価格等+既経過利息 利払期末到来分の既経過利息は源泉所得税等相当額控除後の金額
2. 売買参考統計値銘柄に選定されている利付債	協会の公表する売買参考統計値+既経過利息

3.1.2.以外の利付債	発行価額＋既経過利息
--------------	------------

③ 生命保険等の評価

● 生命保険契約に関する権利

相続開始時において、まだ保険事故が発生していない保険契約で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担している場合、その保険契約にかかる権利を生命保険契約に関する権利といいます。

生命保険に関する権利は、本来の相続財産とみなし相続財産とに該当する場合があります。

財産の種類	保険料負担者	契約者	被保険者
本来の相続財産	被相続人	被相続人	被相続人以外の者
みなし相続財産	被相続人	被相続人以外の者	被相続人以外の者

● 評価方法

原則として相続開始時に解約するとした場合に支払われることになる**解約返戻金の額**となります。

(5) 株式の評価

① 上場株式

上場株式は、以下の価額のうち**最も低い価額**で評価します。

1. 課税時期の**終値**
2. 課税時期の属する月の**毎日の終値の平均額**
3. 課税時期の属する月の**前月の毎日の終値の平均額**
4. 課税時期の属する月の**前々月の毎日の終値の平均額**

相続財産の評価(不動産)

(1) 宅地の評価

① 評価単位

宅地の権利の価額は、1画地の宅地ごとに評価します。1画地とは、利用の単位となっている1区画の宅地のことです。

宅地の価額→1画地の宅地ごとに評価

1画地→利用の単位となっている1区画

1筆の宅地が1画地であるとは限らず、2筆以上の宅地から成る1画地もあります。

② 評価の方式

宅地の評価方式は**路線価方式**と**倍率方式**の2つがあります。

路線価方式は、市街化的形態を形成する地域にある宅地を評価する場合に、倍率方式は、それ以外の地域を評価する場合に用います。

いずれの方式で評価するかは、各国税局において地域ごとに定められています。

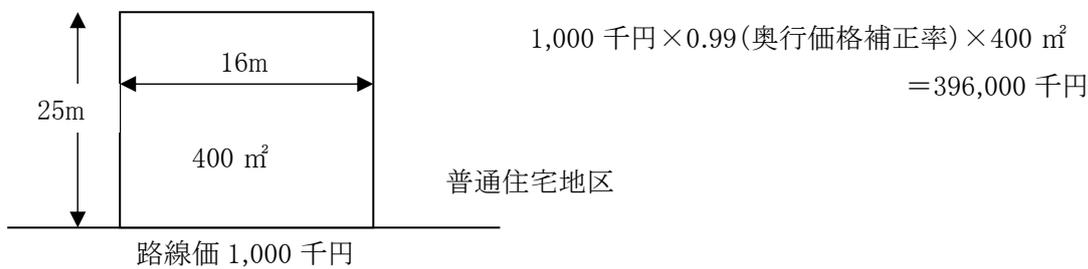
● 路線価方式 (<http://rosenka.nta.go.jp/>)

路線価方式とは、宅地の面する路線ごとに定められた路線価を基礎として、その宅地の状況、形状を考慮して補正率や加算率などを使って評価額を求める方法です。

路線価とは、国税局長が路線ごとに評定した1㎡あたりの価額です。

● 一方のみが路線に接する宅地

路線価 × 奥行価格補正率 × 地積



● 倍率方式

市街地的形態を形成しない地域、つまり、郊外にあるような宅地は路線価がついていないため、倍率方式により評価します。

固定資産税評価額 × 倍率

(2) 宅地の上に存する権利の評価

① 借地権

宅地の賃借に際し、借地権が設定されている場合、その宅地を賃借している人(借地人)は登記の有無を問わず借地権という財産を有します。借地権の、評価額は、次の計算式で求めます。

借地権の評価額 = 自用地評価額 × 借地権割合

② 貸宅地

宅地を人に賃貸し、借地権が設定されている土地を貸宅地(底地)といいます。貸宅地の評価額は、次の計算式で求めます。

貸宅地の評価額 = 自用地評価額 - 借地権の価額 = 自用地評価額 × (1 - 借地権割合)

③ 貸家建付地

貸家建付地とは、土地所有者が建物を建築し、その建物を賃貸している場合の敷地のことをいいます。次の計算式で評価します。

貸家建付地の評価額 = 自用地評価額 - (自用地評価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)
= 自用地評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)

(3) 建物の評価

① 自用建物の評価額

自用建物の評価額 = 固定資産税評価額 × 1.0

② 貸付用建物の評価額

貸付用建物の評価額 = 固定資産税評価額 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)

死後の手続き一覧

種別	手続き先	期限	その他
死亡届	死亡地、本籍地、住所地のいずれかの市区町村窓口	7日以内 (国外3ヶ月以内)	24時間受付 死亡診断書又は死体検案書
死体火葬許可申請書	社会保険事務所又は市区町村の国民年金課	死亡届と一緒に行う	死体火葬許可証申請書
年金受給停止		10日以内	年金受給権者死亡届、年金証書又は除籍謄本等
介護保険資格喪失届	市区町村の福祉課	14日以内	
遺言書の検認	死亡者の住所地の家庭裁判所	速やかに	遺言書原本、遺言者の戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、受遺者の戸籍謄本
相続の放棄	被相続人の住所の家庭裁判所	3ヶ月以内	相続放棄申述書
国民年金の遺族基礎年金請求	市区町村の国民年金課	5年以内	国民年金遺族基礎年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、源泉徴収票、印鑑、振込先口座番号
国民年金の寡婦年金請求	市区町村の国民年金課 (結婚10年以上の子のない妻)	5年以内	国民年金寡婦年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、所得の証明書、印鑑、振込先口座番号
国民年金の死亡一時金請求	市区町村の国民年金課	2年以内	死亡一時金裁定請求書、年金手帳、除籍謄本、住民票写し、印鑑、振込先口座番号
厚生年金の遺族厚生年金請求	勤務先を管轄する社会保険事務所	5年以内	遺族厚生年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、所得の証明書、住民票の写し、印鑑、振込先口座番号
健康保険の埋葬料請求	健康保険組合又は社会保険事務所	2年以内	健康保険埋葬料請求書、健康保険証、死亡診断書の写し、印鑑、振込先口座番号
国民健康保険の葬祭料	市区町村の国民健康保険課	葬儀から2年以内	葬祭費支給申請書、健康保険証、印鑑、振込先口座番号、葬儀社の領収証
高額療養費の申請	健康保険組合又は社会保険事務所 市区町村の国民健康保険課	医療費支払いから2年以内	高額療養費支給申請書、高額医療費払い戻しのお知らせ、健康保険証、自己負担した医療費の領収書、印鑑、振込先口座番号
労災保険の埋葬料	勤務先を所轄する労	葬儀から2	葬祭料請求書、死亡診断書の写し

請求	働基準監督署	年以内	
労災保険の遺族補償給付	勤務先を所轄する労働基準監督署	5年以内	遺族補償年金支給申請書、戸籍謄本、死亡診断書、源泉徴収票、故人と生計を一にしていた証明書類
生命保険金の請求	保険会社	2年以内	死亡保険金請求書、保険証券、最後の保険料領収書、受取人及び被保険者の戸籍謄本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書
土地、建物 (不動産名義変更)	法務局	速やかに	登記申請書、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本及び住民票除票、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、相続する人の住民票、遺産分割協議書、固定資産評価証明書
預貯金名義変更	預入金融機関 (残高証明書発行依頼)	速やかに	依頼書、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書、通帳
株式名義変更	証券会社又は株式 発行人	速やかに	株式名義書換請求書、株券、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書
自動車所有権移転	陸運局事務所	死亡日から 15日以内	申請書、自動車検査証、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書、相続人の委任状、自動車税申告書、手数料納付書、(車庫証明書)
電話名義変更	NTT	速やかに	電話加入承継届、被相続人及び相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書
公共料金名義変更	電力会社、水道局、 ガス会社	速やかに	引き落とし口座の変更
免許証	所轄警察署	速やかに	
パスポート	都道府県旅券課	速やかに	
各種クレジットカード	各クレジットカード発 行会社	速やかに	解約、カード返却
解約、カード返却	各会社	速やかに	解約
世帯主の変更	市町村	14日以内	世帯主変更届
所得税準確定申告 (自営業者、年収 2000万以上のサラリ ーマン)	被相続人の住所地 の税務署	4ヶ月以内	確定申告書、死亡者の所得税確定申告書付表、死亡日までの決算書、生保・損保の控除証明書、医療費の領収書